

26 医国第 32079 号

平成 26 年 6 月 24 日

香川県歯科技工士会会長 様

香川県健康福祉部医務国保課長



### 歯科技工士の資格確認の徹底について

日頃から本県の医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

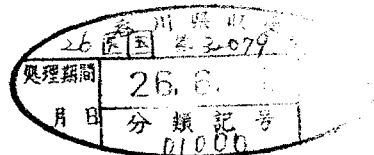
さて、標記の件について、別紙のとおり厚生労働省医政局歯科保健課長から通知がありましたので、貴会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、当通知は、県ホームページ内医療情報総合サイト【医療機関の方へ】の欄にも掲載しておりますので参照してください。

#### <参考>

県ホームページの医療情報総合サイト内掲載アドレス

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/soumuji/sub20.htm>



医政歯発 0612 第 1 号  
平成 26 年 6 月 12 日

各 { 都 道 府 県  
保健所を設置する市  
特 別 区 } 医務主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長  
( 公 印 省 略 )

#### 歯科技工士の資格確認の徹底について (通知)

今般、無資格者が歯科技工の業務に従事していた事例が判明した。

歯科技工士法第17条に基づき、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。

今後、同様の事例が発生することのないよう、歯科医療機関や歯科技工所で歯科技工士を採用する際には、免許証の原本を確認するとともに、併せて運転免許証等の原本により本人確認を徹底するように、関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願いする。